

さ情審査答申第95号  
平成25年3月29日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成24年8月15日付けで貴職から受けた、保育所の入所選考会議用名簿（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成24年2月28日付け南健支第1649号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は、妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報のうち、「第1希望から第5希望以上」欄に記載されている申込者が入所を希望した保育所名（以下「希望保育所」という。）の開示を求めるものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 「希望保育所」欄については、保育所入所選考基準表（以下「基準表」という。）に基づく指数合計と合わせることによって、児童が保育園に入所した場合に、児童の家庭状況が分かってしまう可能性があるとする実施機関の説明は、解析をするにしても無理があり、条例の趣旨を必要以上に拡大解釈している。

(2) なお、平成18年12月1日付け答申書（さ情審査答申第31号。）が

あるが、この時は今回の不開示部分の議論はされておらず、私は必要としない部分であり、ある程度限定された関係者に関する情報として不開示とした理由は理解できる。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

#### 1 保育所の入所選考について

さいたま市では、さいたま市保育所条例（平成13年さいたま市条例第175号。）によって、各保育所の定員を定め、定員を超える申込みとなった場合は、基準表を基に家庭環境を指数化し、優先順位の高い児童から入所可能人数を限度として入所させる方式を採用している。入所選考にあたり、希望保育所、基準表を基に算出した指数合計及び優先順位、父・母の税額及び就労状況、対象児童の保育状況等一覧にした入所選考会議用名簿を用いて優先度の高い児童から入所決定を行っている。

基準表は、「父の状況」、「母の状況」、「調整指数1」、「調整指数2」という4つの要素で構成されている。「父の状況」及び「母の状況」については、その就労条件や離婚等により、父又は母が不存在であるなどにより、父、母それぞれの保育に欠ける状況を指数化している。「調整指数1」は、家庭保育室に委託中であることや保護者以外が保育している場合など、児童の保育状況に応じて指数化している。「調整指数2」は、生活保護の受給状況、兄弟姉妹の状況、祖父母の同居、別居の状況等の該当する家庭状況に応じて加算するものである。

そして、この4つの要素の合計点を指数合計としており、指数合計点から家庭環境が容易に推測できる内容となっている。

#### 2 「希望保育所」欄について

本件対象行政情報である平成24年4月（一次選考）分保育所入所選考会議用名簿のうち、異議申立てのあった「希望保育所」欄について、異議申立人は、既に開示している指数合計と組み合わせることによって、児童が保育所に入所した場合に、児童の家庭状況が分かってしまうという説明には無理があると主張しているが、入所選考は、上述のとおり、家庭状況を指数化して得点の高い順に入所決定していくという事になるので、入所選考会議用名簿から、当然、上位の者からどの保育所に入所したかが分かる。さらには文書からも募集枠は既に決まっており、5人なら5人ということで、上から上位5人を選考していけば、この保育所に入った児童は、この家庭の児童だということが推測できるということになる。また、本件対象行政情報は入所選考会議用名簿であるため、「希望保育所」欄には、児

童ごとに入所決定した保育所名に、会議の際に印を記入していることから、当然、優先順位の上位の者から順にどの保育所に入所したか分かるものになっている。

なお、当該基準表は市ホームページでも公表しており、指数合計の計算方法については、保育を希望する保護者に広く知られる状況になっている。

一方、行政情報開示請求により既に指数合計を開示しているところであり、指数の高い順に入所案内をしていることから、申立人の主張する「希望保育所」を開示することになれば、必然的に入所した保育所が特定でき、将来的に知り得るであろう保育所内での情報と前述の指数合計を合わせることにより、その者の家庭状況を容易に知り得ることができる。

異議申立人が開示を求めている入所選考用会議名簿の「希望保育所」欄の部分については、それだけでは特定の個人が識別できる情報ではないものの、開示した年齢、指数合計、家庭2（兄弟入所の選考順を表にしたもの）及び保育所という限られた中で将来的に知り得るであろう情報を照合することにより、特定個人が識別でき、当該世帯の家庭状況を知り得ることができる。

また、仮に特定個人の識別ができなかったとしても、登載者個人が情報を開示されたことを知れば、精神的な苦痛を受けるおそれがあり、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、条例第7条第2号に定める個人に関する情報として不開示としたものである。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件異議申立てについて

本件は、異議申立人の「平成24年4月分の南区内の保育園の入所の可否状況の書類」に関する開示請求に対して、「平成24年4-1月入所選考会議用名簿」を本件対象行政情報と特定したものである。

実施機関は、本件対象行政情報のうち、①「児童氏名カナ」、「児童氏名」、「生年月日」、「保育所名」、「漢字住所」、「希望保育所」、「優先順位」、「父所得割額」、「母所得割額」、「税額合計」、「父」、「母」、「家庭状況3」、「関連児童情報」欄の部分、②私の点数・各保育園の私の順位を不開示情報としている。

本件異議申立ては、当該不開示情報のうち、「希望保育所」欄の開示を求めるものである（「希望保育所」欄以外の不開示部分については、平成18年12月1日付けさ情審査答申第31号参照。）。

##### 2 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、不開示とすべき情報として「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。」と規定している。

本号は、個人のプライバシーの権利保護を図るものであり、個人のプライバシーを最大限に尊重するため、特定の個人を識別することができる情報を原則不開示としている。また、特定の個人を識別する記載はなくても、開示することにより、本人の財産権等の正当な権利利益が害されるおそれのあるものや、個人の人格と密接に関連しており、開示されると本人が精神的苦痛を受けるおそれがあるものについても原則不開示とするものである。

また、本号に定める「他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報に氏名、生年月日等の記載がなくても、他の情報と組み合わせることにより、間接的に特定の個人が識別される得るものをいう。例えば、学校における事故に関する情報に事故に係る生徒名が記載されていないとしても、学校名が記載されていれば、同じ学校の関係者にはその生徒を特定することができてしまうので、本要件に該当するものといえる。

### 3 条例第7条第2号の該当性について

本件対象行政情報については、基準表に基づき家庭状況を指数化した「指数合計」が既に開示されていること及び、同基準表が公の情報となっていることを併せ考えると、本件不開示部分を開示することにより、特定の個人が識別され、各家庭の生活状況が明らかとなる。個人の情報が十分に保護されるよう慎重な判断をすべきである。

そこで、本件対象行政情報を確認したところ、実施機関の説明のとおり、指数合計が上位の家庭の児童から順に入所が決定されていること、さらに、「希望保育所」欄には、最終的に児童の入所が決定した保育所名に対して、実施機関が会議で記録した印が記入されていることから、当該部分を公にすることによって、各児童が入所した保育所が明らかになることが認められる。

これは、同一の保育所に入所した児童の父母等、将来にわたり関係を持ち合う、ある程度限定された関係者に関する情報であることによって、当該関係者が他の情報と照合することで、特定の個人を識別することができ

る可能性が高く、本号に定める「他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するといえる。

なお、定員の都合により入所決定することができなかった児童に関する「希望保育所」欄についても、各個人（各家庭）の希望・意向を推認させるものであるため、公にすることにより、精神的な苦痛を与えるおそれが認められる。

したがって、本件対象行政情報のうち「希望保育所」欄を、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報として不開示とした本件処分は妥当である。

- 4 よって、本件異議申立てについて、当審査会は前記第1の結論のとおり答申する。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成24年 8月15日	諮問の受理（諮問第209号）
②	同 年 9月12日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 10月18日	審議
④	同 年 11月15日	審議
⑤	同 年 12月20日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑥	平成25年 3月21日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)